

いわき市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針

令和元年5月

いわき市総務部職員課

1 はじめに

この方針は、本市の公共施設等における望まない受動喫煙を防止し、もって施設利用者や職員の健康を確保するとともに快適な施設環境の形成を推進するため、市が取り組む対策等についてまとめたものです。

- これまで、本市では、職場等における受動喫煙防止対策に取り組んできたところであり、平成26年4月には、「いわき市職員受動喫煙防止対策実施要領」を策定し、喫煙室又は喫煙コーナー等の設置による空間分煙を行うとともに、職員の喫煙時間を設定するなどの対策を実施しております。
- また、平成30年7月25日には、健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」という。）が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の方が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権原を持つ者が講じる措置等について定められ、令和2年4月1日から施行（一部は、令和元年7月1日施行）されることとなりました。
- こうした状況に加え、本市では、今年を「いわき市健康元年」と位置づけ、市民の皆様の健康づくりに向けた、さまざまな取組みを推進していくこととしておりますことから、職員の安全及び衛生の管理に関する事項を調査審議する「いわき市中央安全衛生委員会」等からの意見も踏まえ、本市の公共施設等における受動喫煙防止対策に係る方針を策定することとしたものです。

2 健康増進法改正の背景

- 受動喫煙については、健康に悪影響を与えることが科学的に明らかにされており、肺がん、乳幼児突然死症候群、虚血性心疾患等のリスクを高めるとされています。
- 我が国では、受動喫煙による健康への悪影響をなくし、国民・労働者の健康増進を図る観点から、健康増進法及び労働安全衛生法により、多数の者が利用する施設の管理者や事業者は、受動喫煙を防止するための措置を講じるよう努めることとされています。また、国際的に見ても、国民の健康を保護するために受動喫煙防止対策を推進することが求められています。
- このような背景の下、施設の管理者や事業者が、受動喫煙防止対策に取り組んできたことにより、施設や職場における受動喫煙の状況は改善傾向にありますが、十分とは言えない状況にあります。
- 本年にはラグビーワールドカップ、また翌年には東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えており、これらの大会は、「スポーツ」を通じて健康増進に取り組む契機となることから、更なる健康増進のために受動喫煙防止対策の強化を図り、その実効性を高める必要があります。

3 改正健康増進法の概要

(1) 基本的な考え方

- ア 「望まない受動喫煙」をなくす
- イ 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- ウ 施設の類型・場所ごとに対策を実施

(2) 概要（抜粋）

- ア 多数の者が利用する施設等の類型（次表(3)）に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- イ 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- ウ 違反者に対する罰則規定を設ける。

(3) 多数の者が利用する施設等の類型とルール等

施設等の類型	ルール・施行期日
第一種施設 ○子どもや患者等に特に配慮 学校、病院、診療所、児童福祉施設、行政機関の庁舎（行政機関が事務処理をするために使用する施設）等	○ <u>敷地内禁煙</u> ※ 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。 ○施行日：令和元年7月1日
第二種施設 ○ <u>第一種施設以外の多数の者が利用する施設（※）</u> 事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、国会、裁判所、旅客運送用事業船舶・鉄道等	○ <u>屋内禁煙</u> ※ 喫煙専用室内でのみ喫煙可 ○施行日：令和2年4月1日

(※) 多数の者が利用する施設とは、2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設を意味します。

(4) 規制の適用除外場所

- ア 住居又は宿泊を行う場所であり、「人の居住の用に供する場所」として、家庭の場所や職員寮の個室等。
- イ アのほか、旅館やホテル等の宿泊施設の客室（個室に限る。）。

4 本市の現状

本市の主な公共施設等における受動喫煙防止対策の現状は、次のとおりです。

公共施設等	対策の状況
小学校、中学校、医療センター、総合保健福祉センター、保育所（園）、幼稚園、児童館、こども元気センター	敷地内禁煙
本庁舎、議会棟、東分庁舎、水道局本庁舎 等	分煙（喫煙室又は喫煙コーナーの設置等）
支所、市民サービスセンター、消防本部・平消防署統合庁舎、消防署、分署、分遣所、公民館、体育館、武道館、市民プール、文化センター、フラワーセンター、石炭化石館 等	屋内禁煙

5 対策の考え方

(1) 策定の経緯

- 平成26年4月に策定した「いわき市職員受動喫煙防止対策実施要領」に基づき、対応可能な公共施設については、順次、敷地内又は屋内禁煙等としているところですが、現在の喫煙室や喫煙コーナーは、完全な分煙施設とはなっていません。
- また、国においては、少なくとも年間1万5千人（交通事故死亡者数の約4倍）が、受動喫煙がなければ、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群等が原因で死亡しなかったと推計しており、妊婦、子ども、がん患者など全ての国民を受動喫煙による健康被害から守るため、法改正を行ったところです。
- さらに、東京都や千葉市などにおいては、改正法の規制内容を上回る受動喫煙防止条例を制定しているほか、福島市及び郡山市では、既に、改正法の規制内容を上回る受動喫煙防止対策に取り組んでおり、福島市では、本庁舎、支所及び公民館を敷地内禁煙とし、また、郡山市では、平成29年12月から原則全ての公共施設の敷地内禁煙としています。
- これらの状況を踏まえ、施設利用者及び職員の受動喫煙による健康被害を防止し、快適な職場環境の確保とさらなる健康増進を図るため、本市においても、次のとおり改正健康増進法の規制内容を上回る対策を講じることとします。

- ・ 「第一種施設」については、全ての施設を敷地内禁煙とします。
- ・ 「第二種施設」及び「その他施設等」については、施設の設置目的及び立地環境等から、喫煙場所を設置することがやむを得ないと考えられる施設を除き、敷地内禁煙とします。

(2) 敷地内禁煙とする施設等

本市において敷地内禁煙とする公共施設等は、次のとおりです。また、第一種施設、第二種施設及びその他施設等の敷地内に、**喫煙場所は設置しないこととします。**

施設等の類型	対象施設等・施行期日
<p>第一種施設</p> <p>○子どもや患者等に特に配慮する施設</p> <p>【国が示す例】</p> <p>学校、病院、診療所、児童福祉施設、行政機関の庁舎（行政機関が事務処理をするために使用する施設） 等</p>	<p>○学校（小学校、中学校、体験型経済教育施設、いわきコンピュータ・カレッジ）</p> <p>○病院等（医療センター、田人診療所、総合保健福祉センター、休日夜間急病診療所）</p> <p>○児童福祉施設等（保育所（園）、幼稚園、児童クラブ、児童館、こども元気センター）</p> <p>○行政機関の庁舎（本庁舎（議会棟を含む）、東分庁舎、上川原分庁舎、西分庁舎、支所、市民サービスセンター、消防本部・平消防署統合庁舎、消防署、分署、分遣所、消防団員詰所、水道局本庁舎、水道局南部工事事務所）</p> <p>【施行日：令和元年7月1日】</p>
<p>第二種施設</p>	
<p>○第一種施設以外の多数の者が利用する施設</p> <p>【国が示す例】</p> <p>事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、国会、裁判所、旅客運送用事業船舶・鉄道 等</p> <p>※「多数の者」とは、「2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用すること」を意味します。</p>	<p>○行政機関の庁舎の類似施設（計量検査所、環境監視センター、学校給食共同調理場 等）</p> <p>○社会・文化施設（文化センター、美術館、いわき芸術文化交流館、暮らしの伝承郷、勿来の関文学歴史館、考古資料館、草野心平記念文学館、アンモナイトセンター、公民館、市民会館、図書館 等）</p> <p>○体育施設（体育館、武道館、陸上競技場、庭球場、野球場、市民運動場、弓道場、市民プール 等）</p> <p>○清掃関連施設等（清掃センター、衛生センター、浄化センター、クリンピーの森・丘 等）</p> <p>○市営住宅の「人の居住の用に供する場所」以外の場所（共用部である棟内の階段や廊下、集会所 等）</p> <p>○公園</p>

	<p>○その他施設（フラワーセンター、労働福祉会館、石炭化石館、さはこの湯公衆浴場、よつくら港情報館、海竜の里センター、火葬場、市営駐車場 等）</p> <p>※ 指定管理者等が管理している施設を含む。</p> <p>【施行日：令和元年7月1日を基本とするが、施設の状態に応じて、遅くとも年内には実施】 （改正健康増進法では、令和2年4月1日）</p>
○福祉施設	<p>○福祉施設（老人憩いの家、老人福祉センター、健康・福祉プラザ、いわきサン・アビリティーズ、内郷授産場）</p> <p>【施行日：令和元年7月1日】 ※健康・福祉プラザの宿泊室は令和元年9月1日</p>
<p>その他施設等</p> <p>○第一種施設及び第二種施設以外の施設等</p>	<p>○常時職員が勤務していない施設（ポンプ場、排水機場など）</p> <p>○公用車</p> <p>【施行日：令和元年7月1日】</p>

(3) 除外施設

第二種施設のうち、設置目的や立地環境等から、喫煙場所を設置することがやむを得ないと考えられる次の施設については、改正健康増進法に基づく十分な受動喫煙防止対策を講じたうえで、例外的に敷地内での喫煙を可能とします。

- いわき平競輪場（平谷川瀬）
- 郡山場外車券売場（郡山市方八町）
- 中央卸売市場・公設地方卸売市場（鹿島町）
- いわき新舞子ハイツ（平下高久）
- 林業研修センター 湯の岳山荘（常磐藤原町）
- 遠野オートキャンプ場（遠野町入遠野）
- 田人おふくろの宿（田人町旅人）
- いわきの里鬼ヶ城（川前町上桶売）
- 養護老人ホーム徳風園（平下高久） ※屋内禁煙とする
- 養護老人ホーム千寿荘（江畑町） ※屋内禁煙とする

<改正法が定める十分な受動喫煙防止対策の例（屋内に設置する場合）>

- 専用喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、毎秒0.2m以上であること。
- たばこの煙が専用の喫煙室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている（出入口を除き床面から天井まで仕切られている）こと。
- たばこの煙が屋外等に排気されていること。

(4) 改正健康増進法と方針の比較

施設等の種類・ルール等		改正健康増進法	市の方針
第一種施設 ○学校 ○病院 ○児童福祉施設 ○行政機関の庁舎	禁煙場所の範囲	敷地内禁煙	敷地内禁煙
	喫煙所の設置	屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に設置することができる	<u>設置しない</u>
	施行日	令和元年7月1日	令和元年7月1日
第二種施設			
第一種施設以外の多数の者が利用する施設 ○行政機関の庁舎の類似施設(計量検査所など) ○社会・文化施設(文化センターなど) ○体育施設(体育館、武道館など) ○清掃関連施設等(清掃センターなど) ○その他施設(フラワーセンターなど) ○市営住宅の「人の居住の用に供する場所」以外の場所 ○公園 など ※指定管理者制度等により業務委託している施設を含む	禁煙場所の範囲	原則屋内禁煙	敷地内禁煙
	喫煙所の設置	屋内で喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要	<u>設置しない</u>
	施行日	令和2年4月1日	令和元年7月1日を基本とするが、 <u>施設の状況に応じて、遅くとも年内には実施</u>
○福祉施設①(老人憩いの家、老人福祉センター、健康・福祉プラザ、いわきサン・アビリティーズ、内郷授産場) ・不特定多数が利用する施設 ・一時的に滞在する施設	禁煙場所の範囲	原則屋内禁煙	敷地内禁煙
	喫煙所の設置	屋内で喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要	<u>設置しない</u>
	施行日	令和2年4月1日	<u>令和元年7月1日</u> ※健康・福祉プラザの宿泊室は令和元年9月1日
○福祉施設②(養護老人ホーム徳風園・千寿荘) ・居住に供する施設 ・恒常的に滞在する施設	禁煙場所の範囲	原則屋内禁煙	屋内禁煙
	喫煙所の設置	屋内で喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要	<u>設置する(屋外)</u>
	施行日	令和2年4月1日	<u>令和元年7月1日</u>

施設等の種類・ルール等		改正健康増進法	市の方針
その他施設等 第一種施設及び第二種施設以外の施設等 ○常時職員が勤務していない施設 (ポンプ場、排水機場など) ○公用車	禁煙場所の範囲	—	敷地内禁煙 公用車内も禁煙
	喫煙所の設置	—	設置しない
	施行日	—	令和元年7月1日

(5) 施設管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策

ア 喫煙場所の撤去等

施設管理者は、設置されている喫煙場所について、施行日までに撤去又は施錠等により使用不可とする措置を講じることとします。

イ 市民等への周知

施設管理者は、利用者等に対し、受動喫煙防止対策の趣旨や敷地内禁煙であること等について、ポスターの掲示等により周知を図ることとします。

また、除外施設において専用の喫煙場所を設置する場合には、当該場所の出入口等の見やすい箇所に、喫煙を目的とした場所であることや、20歳未満の者の立入が禁止されていることについて記載した標識を掲示することとします。

ウ 施設管理者は、敷地周辺において歩行者等に受動喫煙が生じないように、適宜巡視等を行うこととします。

用語集

この方針に係る定義は次のとおりです。

- ① 受動喫煙
他人の喫煙により、たばこ（※）から発生した煙にさらされることをいう。
※ たばことは、加熱式たばこ及び電子たばこを含むものとする。
- ② 公共施設等
市が所有又は管理する施設及び公用車をいう。
- ③ 第一種施設
②の施設のうち、改正健康増進法第28条第5号に規定する施設をいう。
- ④ 第二種施設
②の施設のうち、改正健康増進法第28条第6号に規定する施設をいう。
- ⑤ その他施設等
②の施設のうち、③及び④以外の施設で、常時職員が勤務していない施設等をいう。
- ⑥ 除外施設
③、④及び⑤の施設のうち、施設の設置目的や立地環境等から、喫煙場所を設置することがやむを得ないと考えられる第二種施設で、例外的に敷地内での喫煙を可能とする施設をいう。なお、専用の喫煙場所を設置する場合には、改正健康増進法に基づく十分な受動喫煙防止対策を講じなければならないものとする。
- ⑦ 敷地内禁煙
屋内及び屋外の敷地を含め、全面禁煙とすることをいう。
- ⑧ 施設管理者
②の施設を管理する者をいう。

参考

改正健康増進法

第28条（定義）第5号

第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

第28条（定義）第6号

第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。